

令和 4 年度

事業概要

〈令和 3 年度実績〉

仙台市児童相談所

目 次

I 概 要

1. 沿革 1
2. 人口・児童人口の状況 2
3. 建物の状況 3
4. 機構及び職員の構成 4

II 児童相談業務

1. 児童相談業務について 5
2. 相談受付件数 6
3. 養護相談のうち虐待相談対応件数 7

III 措置業務

1. 措置業務について 11
2. 児童福祉施設入退所状況 12
3. 里親登録と里親委託状況 13
4. 仙台市社会的養護自立支援事業 16
5. 仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会
措置・里親審査部会 16

IV 心理支援業務

1. 心理支援業務について 17
2. 診断・支援業務の推移 18

V 一時保護業務

1. 一時保護の目的 19
2. 一時保護の実施状況 19
3. 一時保護所の運営状況 20
4. 一時保護所の日課編成 22
5. 一時保護所の行事一覧 22

VI 親子こころの相談室業務

1. 親子こころの相談室業務について 23
2. 親子こころの相談室相談状況 24

VII 資 料

1. 研修関係 27
 2. 視察・実習生受入状況 27
- 仙台市児童相談所案内図 28

I 概 要

1. 沿革

平成 元年4月1日	仙台市が、全国11番目の政令指定都市に移行。 仙台市児童相談所を、児童福祉法第12条「児童相談所の設置」、同法第59条の4「大都市の特例」に基づき、錦町庁舎内（青葉区錦町1-3-9）に設置。 組織を管理係（庶務、庁舎管理、措置等）・児童相談係（養護・非行・育成等）・発達相談係（障害）の3係とする。 児童相談所の開設にあたり、心身障害児に関する相談窓口の一本化を図り、これまでの仙台市中心身障害者相談センター（昭和53年4月設立）の児童部門を発達相談係に移す。 一時保護は、宮城県中央児童相談所に委託する。
平成 4年4月1日	一時保護所を併設した新庁舎を現地に建設し、移転。 一時保護係を新設し、組織を4係とする。
平成 5年4月1日	「管理係」を「総務係」に改称する。
平成 12年4月1日	総務係と一時保護係を統合して「管理保護係」とし、「判定指導係」を新設。
平成 13年4月1日	「管理保護係」を「調整係」と改称し、「保護指導係」を新設。組織を5係とする。 児童相談係内に専任の虐待対応チームを設置する。 相談専用電話を開設し、専任職員を配置する。
平成 14年4月1日	発達相談業務（心身障害部門）を仙台市発達相談支援センター（泉区泉中央2-24-1に新設）に移管。発達相談係を廃止し4係とする。
平成 22年4月1日	第一種公所（部相当）となり、保護支援課、相談指導課を新設、相談指導課に児童施設係を新設し、2課5係とする。 「保護指導係」を「一時保護係」に、「判定指導係」を「心理指導係」に改称する。
平成 25年4月1日	親子こころのクリニックの休診に伴い、保護支援課に親子こころの相談室を新設（組織編入）し、2課6係とする。 （親子こころのクリニックは、平成27年3月6日付廃止）
平成 30年4月1日	相談指導課に緊急対応係を新設し、2課7係とする。
平成 31年4月1日	「心理指導係」を「心理支援係」に改称する。
令和 3年4月1日	「親子こころの相談室」を保護支援課から相談指導課に移管する。 心理相談担当課長を配置する。

2. 人口・児童人口の状況

(1) 行政区別人口・児童人口

(単位:人)

	仙台市計		青葉区		宮城野区		若林区		太白区		泉区	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総人口	513,077	549,208	139,483	152,349	92,407	97,046	66,939	70,232	112,544	120,557	101,704	109,024
	1,062,285		291,832		189,453		137,171		233,101		210,728	
	100%		27.47%		17.84%		12.91%		21.94%		19.84%	
児童人口 (0～17歳)	79,629	75,514	20,890	19,584	14,539	13,712	10,261	9,905	18,326	17,331	15,613	14,982
	155,143		40,474		28,251		20,166		35,657		30,595	
	14.60%		3.80%		2.66%		1.90%		3.36%		2.88%	

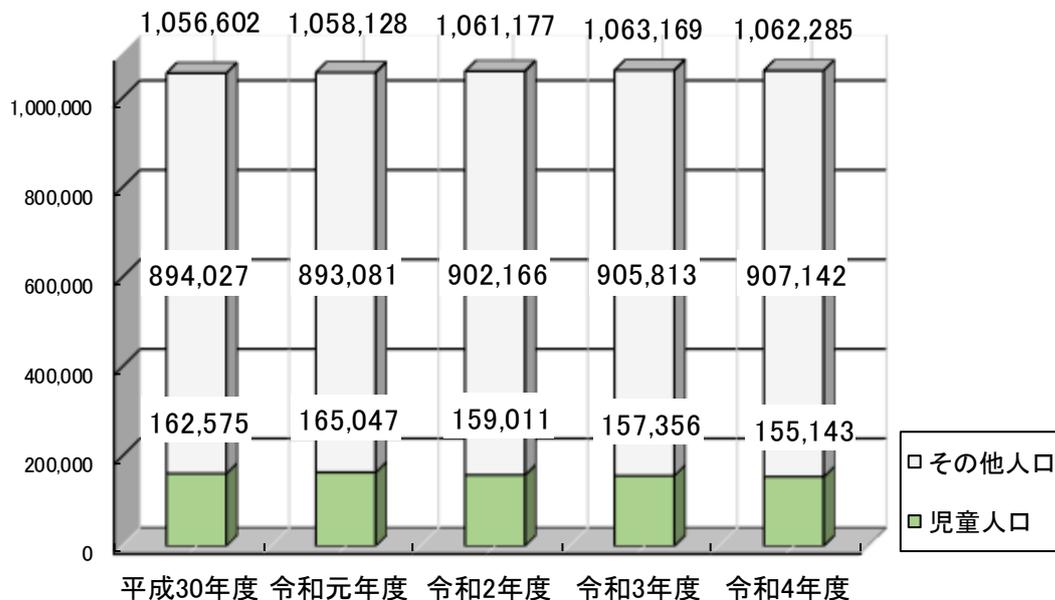
(2) 年齢別児童人口

(単位:人)

年齢 性別	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	計
男	3,640	3,976	4,021	4,132	4,343	4,430	4,596	4,603	4,597	4,638	4,460	4,576	4,617	4,678	4,704	4,586	4,487	4,545	79,629
女	3,544	3,601	3,744	3,879	4,047	4,115	4,401	4,199	4,359	4,444	4,338	4,437	4,423	4,571	4,412	4,374	4,239	4,387	75,514
計	7,184	7,577	7,765	8,011	8,390	8,545	8,997	8,802	8,956	9,082	8,798	9,013	9,040	9,249	9,116	8,960	8,726	8,932	155,143

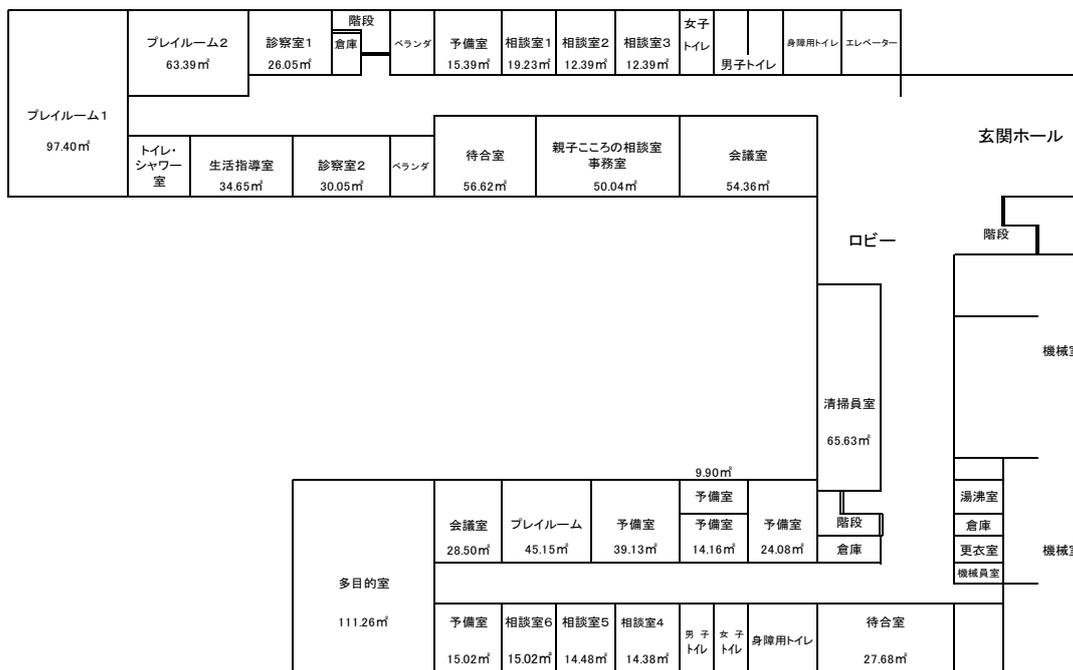
《令和4年4月1日住民基本台帳人口より》

(3) 児童人口の推移

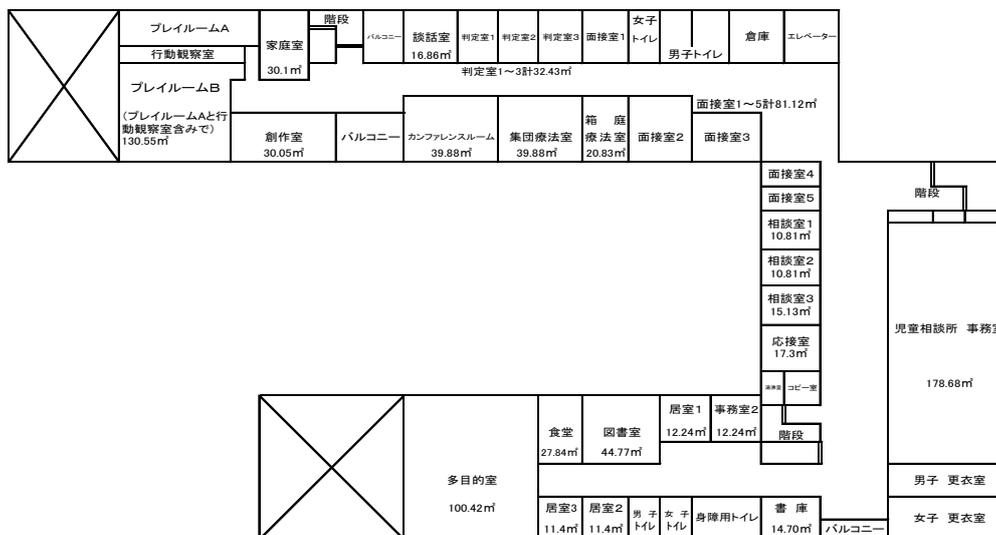


3. 建物の状況

(本館 1 階平面図)



(本館 2 階平面図)



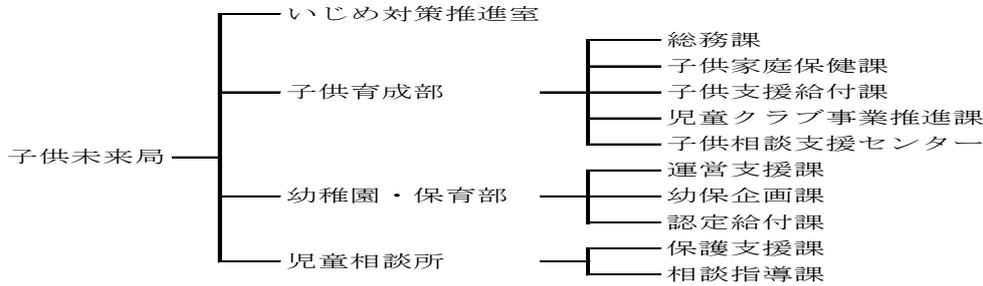
	本館	一時保護棟	計
建築面積	1,891.90 m ²	357.92 m ²	2,249.82 m ²
床面積	1階	321.85 m ²	2,092.71 m ²
	2階	301.60 m ²	1,767.25 m ²
	計	623.45 m ²	3,859.96 m ²

※令和4年度から5年度に大規模改修工事と一時保護所の増築工事を予定

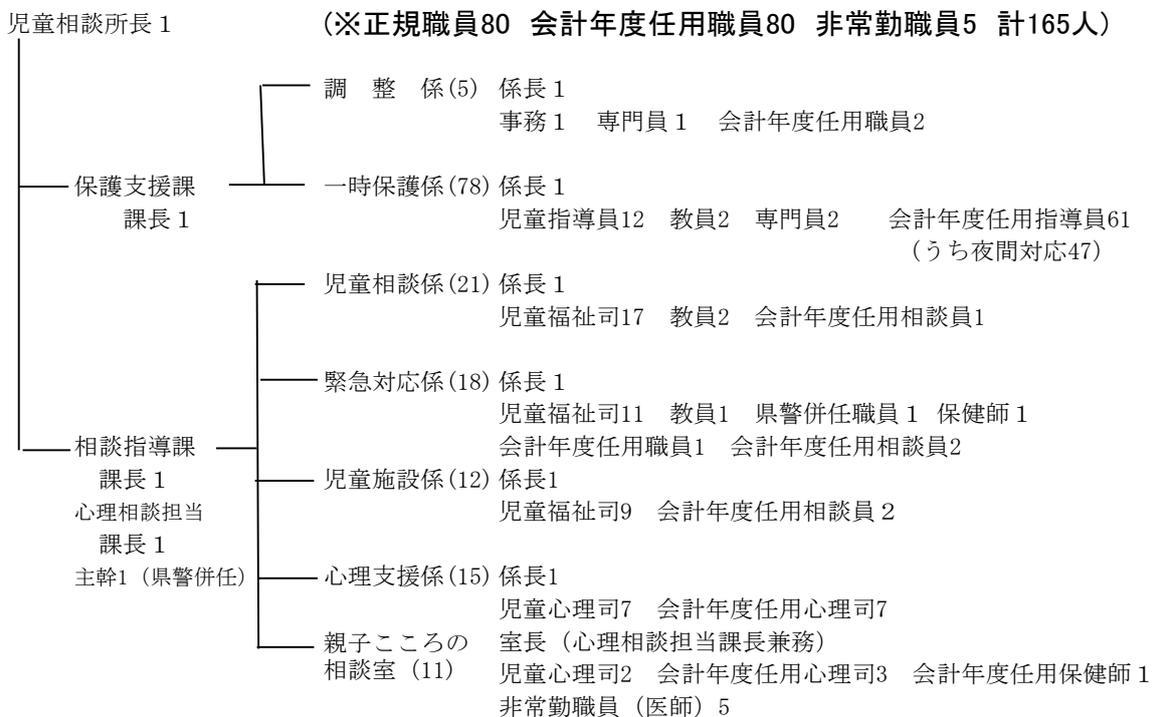
機構及び職員の構成

令和4年4月1日現在

(1) 機構



(2) 職員構成



(3) 事務分掌

保護支援課

- 【調整係】 ●所内予算管理等の事務 ●所内施設等の維持管理
- 【一時保護係】 ●一時保護児童の生活・学習指導、保育、行動観察、健康管理

相談指導課

- 【児童相談係】 ●児童に関する各種相談業務 ●児童及び家庭に対する指導・助言
●要保護児童地域対策協議会
- 【緊急対応係】 ●児童虐待通告受理、初期調査・対応及び要保護児童の保護 ●児童相談に関する受付
- 【児童施設係】 ●児童福祉施設への措置及び措置児童の処遇、相談 ●負担金賦課、徴収
●里親委託、里親レスパイト及び里親サロン
- 【心理支援係】 ●児童の心理査定及び心理的支援 ●家族に対する心理的支援、助言
- 【親子こころの相談室】 ●児童及び保護者の心理面接、助言 ●精神科嘱託医による医学診断及び助言

Ⅱ 児童相談業務

1. 児童相談業務について

児童相談所で受付ける相談は次のとおりである。

児童相談所は、子どもに関する各種の相談を幅広く受付けることとし、相談の内容によっては、他の適当な機関をあっせんする、主たる対応を関係機関に委ねる等の対応も行いつつ、相互に連携して支援を行っている。

※仙台市では、障害相談は、原則として発達相談支援センター(アーチル)で行っている。

(主な相談の内容)

養護 相談	児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否の行為に関する相談。
	その他相談	父または母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談		低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談。
非行 相談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、乱暴、性的逸脱等のご犯行動、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、または触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談。
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する。
育成 相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、かん黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	不登校相談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には該当の種別として取り扱う。
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
その他の相談		上記のいずれにも該当しない相談。

2. 相談受付件数(令和3年度)

(1) 種別・年齢別相談受付件数

種別 年齢	養護		保 健 相 談	障 害 相 談	非行		育成相談				そ の 他 の 相 談	計
	虐 待 相 談	そ の 他			ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	性 格 行 動 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	し つ け 相 談		
0歳	87	90	0	0	0	0	1	0	0	0	19	197
1歳	132	76	0	0	0	0	1	0	0	5	35	249
2歳	132	69	1	0	0	0	0	0	0	2	20	224
3歳	141	85	1	1	0	0	7	1	0	5	37	278
4歳	141	64	0	0	0	0	17	1	0	1	33	257
5歳	126	56	0	1	0	0	21	1	0	0	40	245
6歳	156	66	0	1	0	0	19	4	0	11	41	298
7歳	131	63	0	1	0	0	48	8	0	4	54	309
8歳	100	55	0	1	0	0	22	7	0	1	46	232
9歳	139	65	7	3	1	1	35	26	0	22	76	375
10歳	127	65	2	5	1	2	44	11	0	11	74	342
11歳	110	43	2	1	1	3	24	12	0	0	29	225
12歳	126	76	0	1	4	6	32	21	0	2	51	319
13歳	114	69	0	2	3	9	61	20	0	2	51	331
14歳	98	50	1	1	2	2	41	17	0	3	48	263
15歳	66	39	1	0	4	0	21	8	0	0	41	180
16歳	67	39	2	1	2	0	28	3	0	0	40	182
17歳	53	33	1	0	1	0	17	4	0	1	27	137
18歳以上	8	12	0	1	0	0	4	0	0	1	56	82
計	2,054	1,115	18	20	19	23	443	144	0	71	818	4,725

※受付した虐待相談のうち、対応を行った件数（虐待対応件数）は次頁のとおり 1,733 件。

(2) 電話相談受付件数

	養護	保健 相談	障害 相談	非行相談		育成相談				その他	計
	(うち虐待)			ぐ犯	触法	性格行動	不登校	適性	しつけ		
4月	72	1	1	0	0	10	1	0	3	62	150
	45										
5月	91	1	3	2	0	6	2	0	1	79	185
	52										
6月	81	5	0	1	0	7	5	0	1	59	159
	66										
7月	71	3	1	0	0	10	3	0	3	63	154
	65										
8月	57	3	1	2	0	14	3	0	4	69	153
	49										
9月	61	2	1	2	0	15	3	0	3	58	145
	42										
10月	68	5	2	2	0	12	4	0	4	81	178
	43										
11月	75	0	3	0	0	11	2	0	4	90	185
	46										
12月	60	0	0	0	0	4	0	0	8	112	184
	36										
1月	68	0	3	0	0	14	4	0	5	91	185
	30										
2月	51	0	0	1	0	11	3	0	2	69	137
	28										
3月	70	0	1	1	0	5	4	0	3	66	150
	40										
計	825	20	16	11	0	119	34	0	41	899	1,965
	542										

※平成29年度より、夜間・休日相談件数を含めている。
 ※この件数は前頁の受付件数の内数である。

3. 養護相談のうち虐待相談対応件数(年度ごと月別)

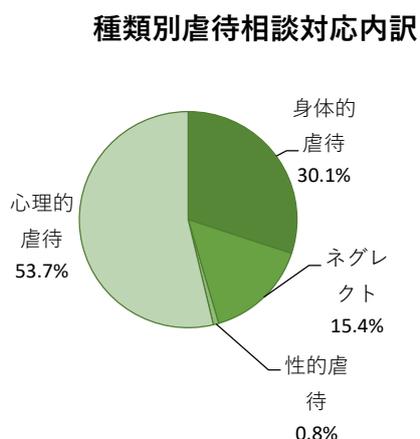
(1) 月別虐待相談対応件数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
4月	45	73	81	69	172
5月	65	76	88	109	123
6月	70	81	82	140	157
7月	74	97	121	99	175
8月	74	82	84	128	146
9月	75	109	146	107	173
10月	61	88	97	95	141
11月	69	61	80	92	110
12月	40	55	78	85	127
1月	36	57	84	120	144
2月	43	82	75	81	127
3月	45	57	86	128	138
合計	697	918	1,102	1,253	1,733

※この件数は前頁の受付件数の内数である。

(2) 種類別虐待相談対応件数

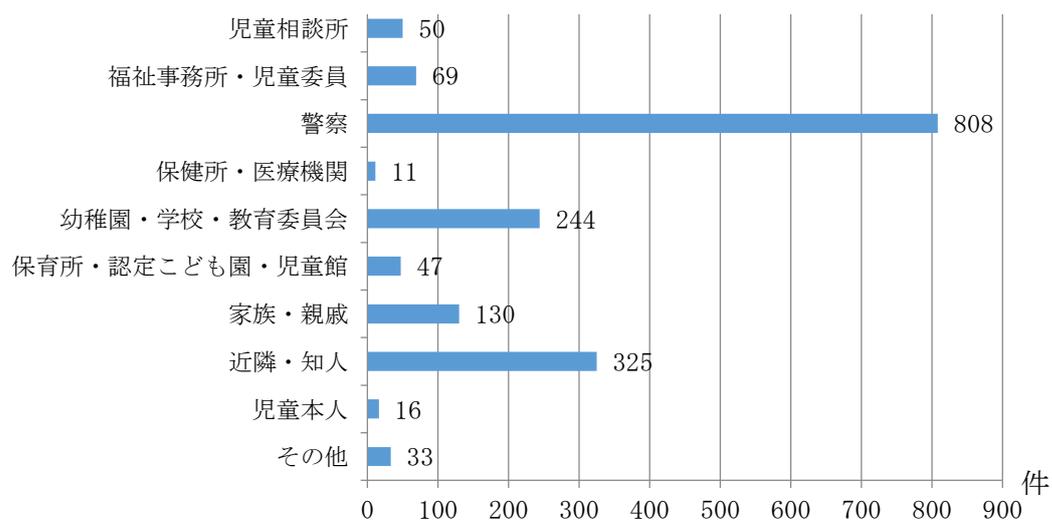
	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	合計
平成29年度	206	147	6	338	697
平成30年度	250	229	9	430	918
令和元年度	303	178	11	610	1,102
令和2年度	364	180	4	705	1,253
令和3年度	521	267	14	931	1,733



(3) 経路別虐待相談対応件数

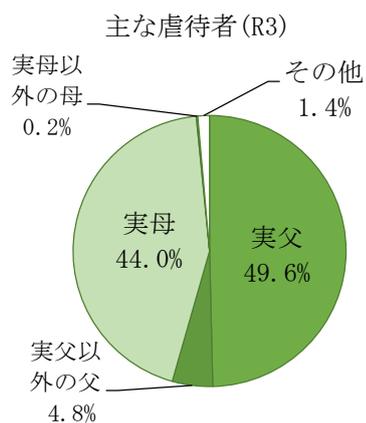
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
児童相談所	23	30	26	24	50
福祉事務所・児童委員	15	29	29	29	69
警察	309	355	508	661	808
保健所・医療機関	16	17	9	14	11
幼稚園・学校・教育委員会	98	169	153	160	244
保育所・認定こども園・児童館他	28	34	54	44	47
家族・親戚	14	49	46	60	130
近隣・知人	169	209	246	218	325
児童本人	2	8	5	8	16
その他	23	18	26	35	33
合計	697	918	1,102	1,253	1,733

※「その他」には、家庭裁判所、アパート等の管理会社、その他行政機関等、所在不明児童調査が含まれる。



(4) 主な虐待者別対応件数

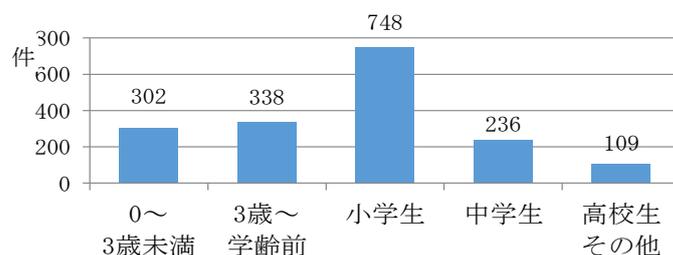
	実父	実父以外の父	実母	実母以外の母	その他	計
平成29年度	309	67	312	5	4	697
平成30年度	445	37	427	4	5	918
令和元年度	572	51	476	3	0	1,102
令和2年度	676	48	514	2	13	1,253
令和3年度	860	83	763	3	24	1,733



(5) 年齢別虐待相談対応件数

	0～ 3歳未満	3歳～ 学齢前	小学生	中学生	高校生 その他	計
平成29年度	173	152	219	104	49	697
平成30年度	171	222	315	148	62	918
令和元年度	225	257	410	133	77	1,102
令和2年度	255	316	439	154	89	1,253
令和3年度	302	338	748	236	109	1,733

年齢別虐待相談件数



(6) 虐待相談対応処遇状況

	助言指導	継続指導 (施設入所除く)	施設入所 児童数	合計
平成29年度	304	362	31	697
平成30年度	472	425	21	918
令和元年度	509	582	11	1,102
令和2年度	509	724	20	1,253
令和3年度	817	892	24	1,733

(7) 児童福祉法第28条審判申し立て・承認件数

児童虐待の場合など、施設措置が必要であるにもかかわらず保護者の同意が得られない場合、児童福祉法第28条に基づき家庭裁判所に施設措置の承認を求める審判申し立てを行っている。

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
申立件数	2	2	1	7	6
承認件数	0	1	2	4	0
再承認件数	0	0	0	2	1

※承認は年度を超える場合がある。

Ⅲ 措置業務

1. 措置業務について

措置業務とは、児童福祉法第27条第1項第3号及び第33条の6第1項に規定されている児童福祉施設への入退所措置や里親への委託・解除措置を行うことである。児童福祉施設等への措置は、児童相談所が行う一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判定に基づき行う。措置する児童福祉施設等の決定にあたっては、児童、保護者の意向を十分尊重するとともに、その児童にとって最も適合する施設の選定を行う。また、選定された施設との連携を十分に図り、児童が安定した生活を送れるよう配慮する。児童が施設に入所した後も、当該施設等、保護者・児童への援助を必要に応じて行い、児童の家庭復帰や自立促進を図っている。

◎乳児院

(保護者が養育できない、または保護者に養育させることが不適当な乳幼児を入所させ養育する施設)

施設名	所在地	定員	電話
宮城県済生会乳児院	983-0833 宮城野区東仙台6-1-1	55人	022-299-0825
丘の家乳幼児ホーム	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	30人	022-233-3202

◎児童養護施設

(乳児を除いて、保護者のいない児童等を入所させて養護し、併せて自立を支援する施設)

丘の家子どもホーム	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	71人	022-234-6303
ラ・サール・ホーム	983-0833 宮城野区東仙台6-12-2	68人	022-257-3801
仙台天使園	982-0252 太白区茂庭台4-1-30	55人	022-281-5181
小百合園	983-0837 宮城野区柞江1-2	44人	022-257-3898
旭が丘学園	988-0076 気仙沼市錦山2-2-32	64人	0226-22-0135

◎地域小規模児童養護施設

(長期にわたり家庭復帰が望めない児童を対象に、民間住宅等を活用して家庭的な環境で児童の養育を行う施設)

かりんの家	981-0906 青葉区小松島	6人	—
ひまわり	983-0832 宮城野区安養寺	6人	—
若枝の家	981-0905 青葉区小松島	6人	—
すみれ	983-0832 宮城野区安養寺	6人	—
さくら	982-0252 太白区茂庭台	6人	—
つばき	982-0252 太白区茂庭台	6人	—
みずき	981-3203 泉区高森	6人	—
かつら	981-3134 泉区桂	6人	—
セキレイ	983-0833 宮城野区東仙台	6人	—
星の家	983-0824 宮城野区鶴ヶ谷	6人	—
昂	983-0037 宮城野区平成	6人	—
別家点晴	988-0076 気仙沼市錦山	6人	—

◎児童心理治療施設

(家庭環境、学校での交遊関係などの環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を短期間入所させ心理に関する治療を行う施設)

小松島子どもの家	981-0906 青葉区小松島新堤7-1	31人	022-233-1755
----------	----------------------	-----	--------------

◎児童自立支援施設

(不良行為を成し、または成す恐れのある児童を入所させ、必要な指導を行い、その自立を支援することを目的とする施設)

宮城県さわらび学園	982-0215 太白区旗立2-4-1	28人	022-245-0333
-----------	---------------------	-----	--------------

◎児童自立援助ホーム

(義務教育終了後、施設や里親委託の措置を解除される児童に対して、共同生活を通じ生活指導等を行う施設)

せんだんの家	989-3201 青葉区国見ヶ丘7-123-73	9人	022-719-5948
峠のまきば	989-4418 大崎市田尻諏訪峠字諏訪18	6人	090-3127-8925□
愛子2	989-6251 大崎市古川小野字裏高寺20-8	5人	090-7325-2800
少年の家「ロージーハウス」	981-1235 名取市名取が丘3-7-10	5人	080-1695-4032
少年の家「ロージメゾン」	981-1235 名取市名取が丘3-7-10	5人	080-2833-0925
はやぶさ	985-0832 多賀城市大代2-2-23	6人	080-4812-0489

2. 児童福祉施設入退所状況

種 別	施 設 名	定 員	暫 定 員 <small>令和3 年度</small>	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年3 月31日現 員数
				入所	退所	入所	退所	入所	退所	
乳	済生会乳児院	55	47	16	20	16	17	9	14	11
〃	丘の家乳幼児ホーム	30	30	15	17	5	9	11	10	10
児養	丘の家子どもホーム	71	65	2	7	5	3	1	5	17
〃	ラ・サール・ホーム	68	68	2	9	3	4	4	9	13
〃	小 百 合 園	44	43	5	5	3	2	7	9	18
〃	仙 台 天 使 園	55	55	2	6	1	5	4	6	16
〃	旭が丘学園	64	54	2	12	9	4	12	9	20
〃	かりんの家	6	6	0	1	1	0	0	0	3
〃	ひまわり	6	6	0	1	0	1	2	3	2
〃	若枝の家	6	6	0	0	0	0	1	0	3
〃	す み れ	6	6	-	-	1	0	0	0	1
〃	星 の 家	6	6	1	0	0	0	0	1	4
〃	昂	6	6	1	2	1	1	0	1	3
〃	セキレイ	6	6	4	0	0	1	2	1	4
〃	さくら	6	6	0	0	0	0	0	3	1
〃	つばき	6	6	0	0	1	0	0	1	2
〃	みずき	6	6	0	0	0	0	0	0	0
〃	かつら	6	6	-	-	2	0	0	0	2
〃	別家点睛	6	6	4	0	1	3	1	2	1
心	小松島子どもの家	31	27	4	3	4	5	6	7	15
自支	宮城県さわらび学園	28	21	6	5	4	4	7	4	9
自援	せんだんの家	9	9	2	1	3	2	2	1	6
〃	峠のまきば	6	6	1	2	1	1	0	0	2
〃	愛子2	5	5	4	0	1	1	1	2	3
〃	少年の家 ロージーハウス	5	4	3	2	0	0	0	0	2
〃	少年の家 ロージメゾン	5	4	-	-	3	1	1	1	2
〃	はやぶさ	6	6	-	-	-	-	0	0	0
①小計（県内施設計）		554	516	74	93	65	64	71	89	170
自支	武蔵野学院（国立）			1	0	1	0	0	1	0
〃	きぬ川学院（国立）			0	0	0	0	0	0	0
②小計（県外施設計）				1	0	1	0	0	1	0
施設合計（①＋②）		554	516	75	93	66	64	71	90	170

(注 乳-乳児院、 児養-児童養護施設、 心-児童心理治療施設、 自支-児童自立支援施設、 自援-児童自立援助ホーム)

3. 里親登録と里親委託状況

(1) 里親制度

里親制度は、保護者のない児童または保護者に監護させることが不適當であると認められる児童の養育を、あらかじめ登録された里親に委託する制度である。(児童福祉法第27条第1項第3号)

平成14年10月には里親制度の大幅な制度改正が図られ、新たに親族里親・専門里親といった里親が制度化されるとともに、「里親が行う養育に関する最低基準」が定められた。

また、平成16年12月の改正では、里親の定義規定が設けられるとともに、監護・教育・懲戒に関する権限の明確化が図られた。

さらに、平成21年4月の改正では、職業指導里親が廃止となり、短期里親は養育里親に含まれるとともに、これまでの養育里親が、養育里親と養子縁組里親に分けられた。

ア 養育里親

養子縁組を前提とせず、保護を要する子どもの社会的養護を担う里親。経済的に困窮しておらず、里親希望者とその同居人が欠格事由に該当していないことが要件。国が指定する「養育里親研修」を修了していることが必要となる。

イ 養子縁組里親

養子縁組により、子どもの養親となることを希望する里親。養育里親の要件に加え、国が指定する「養子縁組里親研修」を終了していることが必要となる。

ウ 親族里親

子どもの兄弟、祖父母といった扶養義務者及びその配偶者である親族になることができる里親。両親が死亡、行方不明になるなど、やむを得ない事情がある場合に限定される。

エ 専門里親

虐待などにより心身に有害な影響を受けた子どもを2年以内の期限を定め養育する里親。3年以上里親として子どもを養育した経験があること、3年以上児童福祉事業の仕事に従事したことがある等の要件がある。また、里親登録申請にあたり、国が指定する認定研修の受講が必要となる。

(2) 地区別里親措置状況

(ア) 登録里親数

(組)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
青葉	42	46	45	47	62
宮城野	21	20	21	27	30
若林	20	22	24	21	25
太白	34	39	49	62	44
泉	28	29	31	37	35
合計	145	156	170	194	196

(イ) 委託里親数

(組)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
青葉	17	14	16	12	14
宮城野	6	7	8	10	10
若林	8	11	9	9	8
太白	11	11	16	16	17
泉	11	11	11	11	9
合計	53	54	60	58	58

(ウ) 委託児童数

(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
青葉	23	20	24	19	18
宮城野	12	13	15	19	19
若林	8	13	12	10	9
太白	13	11	19	18	19
泉	13	12	14	17	16
合計	69	69	84	83	81

(3) 里親（ファミリーホーム含む）委託・解除状況

内訳 年度	新規又は措置変更により委託した児童数				措置を解除又は変更した児童数											年度末在籍児童数
	児童福祉施設から	家庭から	その他	計	解除						変更					
					家庭復帰	養子縁組	満年齢	死亡	就職	その他	児童福祉施設へ	家庭へ	その他	計		
平成29年度	10	12	6	28	7	1	1	0	1	2	12	1	0	6	7	69
平成30年度	7	10	1	18	4	5	4	0	3	1	17	0	1	0	1	69
令和元年度	12	19	4	35	1	5	2	0	3	6	17	1	0	2	3	84
令和2年度	16	14	4	34	1	5	2	0	3	7	18	1	3	0	4	96
令和3年度	8	6	0	14	5	4	4	1	4	3	21	5	0	0	5	81

※ 里親がファミリーホームを開設したことに伴うファミリーホームへの措置変更は計上しないものとする。

(4) 里親申込数及び登録数

年度	処理状況	申込数	新規登録	登録継続	更新登録	年度末 里親登録
平成29年度	青葉	3	3	28	11	42
	宮城野	5	5	13	3	21
	若林	0	0	15	5	20
	太白	9	9	21	4	34
	泉	4	4	17	7	28
	合計	21	21	94	30	145
平成30年度	青葉	7	7	28	11	46
	宮城野	2	2	15	3	20
	若林	3	3	17	2	22
	太白	7	7	28	4	39
	泉	3	3	21	5	29
	合計	22	22	109	25	156
令和元年度	青葉	3	3	39	3	45
	宮城野	3	3	17	1	21
	若林	4	4	19	1	24
	太白	12	12	35	2	49
	泉	4	4	24	3	31
	合計	26	26	134	10	170
令和2年度	青葉	2	2	40	5	47
	宮城野	4	4	22	1	27
	若林	2	2	18	1	21
	太白	3	3	53	6	62
	泉	1	1	33	3	37
	合計	12	12	166	16	194
令和3年度	青葉	8	8	50	4	62
	宮城野	6	6	24	0	30
	若林	3	3	19	3	25
	太白	4	4	35	5	44
	泉	5	5	29	1	35
	合計	26	26	157	13	196

4. 仙台市社会的養護自立支援事業

里親等への委託や、児童養護施設等への施設入所措置を受けていた者で18歳（措置延長の場合は20歳）到達により措置解除された者のうち、自立のための支援を継続して行うことが適当な者について、原則22歳に達する日の属する年度の末日まで、個々の状況に応じて引き続き必要な支援を実施する制度である。（平成29年度より実施）

	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年 3月31日 現員数
	実施	終了	実施	終了	実施	終了	
居住に関する支援	2	2	6	4	2	0	8

5. 仙台市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 措置・里親審査部会

○措置・里親審査部会

仙台市社会福祉審議会運営要領第4条第2項に基づき、児童福祉専門分科会に措置・里親審査部会を設置。

令和3年度は5回開催し、児童の措置（保護者の意に反することが確認できない里親委託）及び新規里親登録（養育里親14件、親族里親0件、養子縁組里親12件）等について審議がなされた。



IV 心理支援業務

1.心理支援業務について

(1) 診断業務

児童心理司が、下記のような項目に留意し、行動観察、面接、各種心理検査等の方法を用いて心理診断を行っている。

◎ 児童の状態をみる

- ・児童自身の特性（発達特徴、性格傾向、心理機制、気質、対人関係など）
- ・児童を取り巻く心理的環境条件（親、同胞、家族、友達、学校、地域など）
- ・児童と心理的環境との関係性・相互作用（どのような特性を持った児童がどのような環境に置かれ、どのような影響を受けてきたのか）

◎ 問題の構造を明らかにする

相談の主訴となった児童や家族の状態、行動がなぜ生じてきたか、その成り立ちを明らかにする。

◎ 問題解決への方法を示す

主訴となった問題を解消するために、児童や家族及び関係者が具体的にどのような行動、対応をとればいいのか、その方策を検討・提示する。

(2) 支援業務

援助方針に基づき、必要に応じて、児童心理司が児童及び保護者等に対して心理療法、カウンセリング、心理教育、助言等を行っている。また、児童福祉施設に入所している児童についても、必要に応じて、心理教育や心理面接等を行っている。

(3) 家族関係維持・再統合支援プログラム

家族がお互いの関係を見直し、安全な家庭環境を保つための支援の一環として、児童福祉司等とチームを組み、心理教育とカウンセリングを中心としたプログラムを行っている。

2. 診断・支援業務の推移

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
調査・社会診断指導	児童	63	35	27	38	13	
	保護者	2			5	0	
	その他	759	539	623	627	679	
	計	824	574	650	670	692	
医学的診断指導	児童	46	58	75	35	51	
	保護者	28	35	20	24	25	
	その他	1	3	3	3	3	
	計	75	96	98	62	79	
心理検査	知能検査	児童	98	117	95	91	130
		保護者					1
		その他					
		計	98	117	95	91	131
	発達検査	児童	56	38	48	23	35
		保護者					
		その他					
		計	56	38	48	23	35
	人格検査	児童	93	66	50	41	86
		保護者	1				13
		その他					
		計	94	66	50	41	99
	その他の検査	児童	38	34	26	37	53
		保護者					
		その他					
		計	38	34	26	37	53
面接・観察・指導 (心理診断指導)	児童	2,100	2,244	2,366	2,439	2,715	
	保護者	616	458	552	492	415	
	その他	150	126	199	164	55	
	計	2,866	2,828	3,117	3,095	3,185	
心理療法・ カウンセリング	児童	1,319	1,240	1,509	1,454	1,508	
	保護者	166	122	98	222	160	
	その他	19	5	8	15	76	
	計	1,504	1,367	1,615	1,691	1,744	

V 一時保護業務

1. 一時保護の目的

一時保護を行う必要がある場合はおおむね次のとおりである。

(1) 緊急保護

- ア 適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己または他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) アセスメント

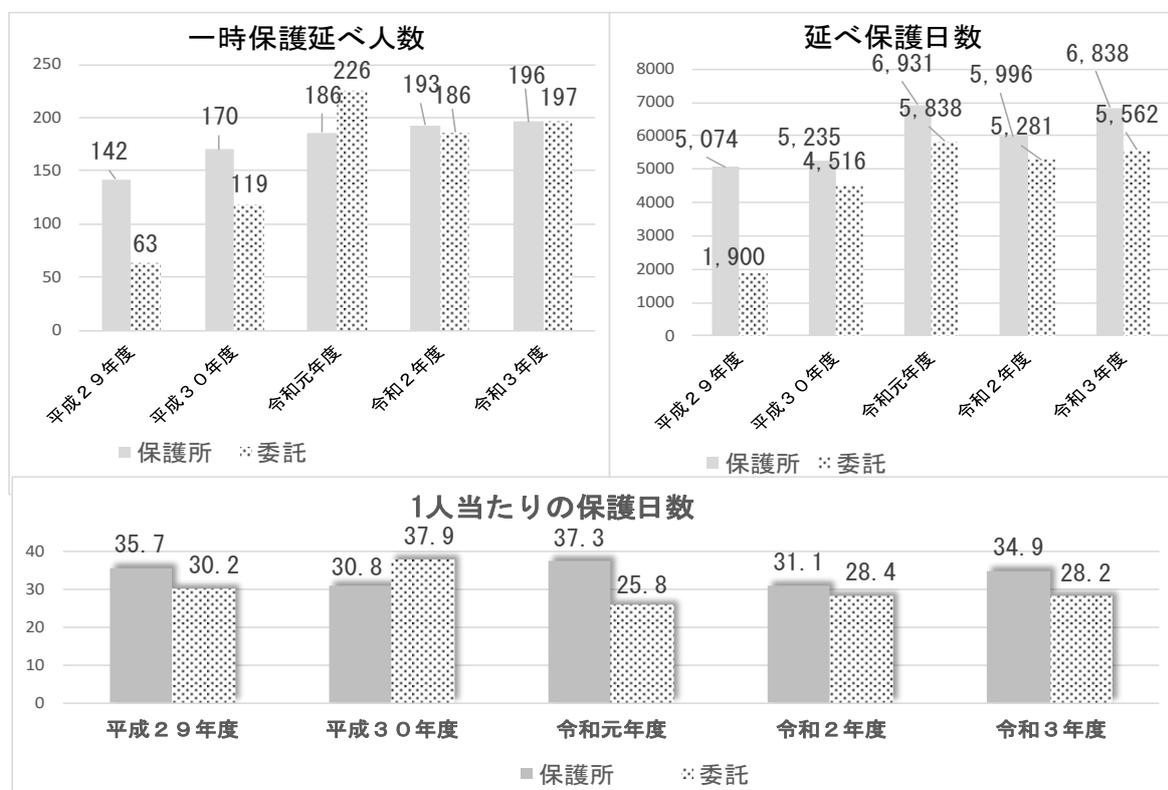
適切な援助方針を定めるために、一時保護による行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、生活指導等が有効であると判断される場合であって、他の方法による援助が困難であると判断された場合

2. 一時保護の実施状況

	一時保護所での保護			施設・里親等への委託		
	保護延べ人数	延べ保護日数	一人当たり保護日数	保護延べ人数	延べ保護日数	一人当たり保護日数
令和3年度	196	6,838	34.9	197	5,562	28.2
令和2年度	193	5,996	31.1	186	5,281	28.4
令和元年度	186	6,931	37.3	226	5,838	25.8
平成30年度	170	5,235	30.8	119	4,516	37.9
平成29年度	142	5,074	35.7	63	1,900	30.2



※従来は一時保護所のみの数値を掲載していたが、外部施設等への委託の増加を受け、併記する。

3. 一時保護所の運営状況

(1)月別一時保護状況

	養護・虐待	養護・その他	触法	◇犯	不登校	性格行動	保健	その他	入所児童数	退所児童数	月末在籍児童数
繰越分	8	6		1		2			17		17
4月	11	5				1			17	20	14
5月	13	4							17	11	20
6月	10	3							13	14	19
7月	9	4				1			14	12	21
8月	12	3							15	16	20
9月	16	3							19	17	22
10月	11	7		1		1			20	24	18
11月	17	1							18	15	21
12月	11	1		1					13	19	15
1月	8	4							12	6	21
2月	7	4	1	2	1				15	16	20
3月	16	4	2	1					23	26	17
計	149	49	3	6	1	5	-	-	213	196	

(2)学年・男女別一時保護状況

学年	未就学	小学校						中学校			中卒	合計	%
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年			
男	23	1	2	6	10	7	11	12	14	10	6	102	47.9
女	10	5	4	8	25	3	8	15	13	6	14	111	52.1
男女	33	6	6	14	35	10	19	27	27	16	20	213	100
計	33	26			64			70			20	213	
%	15.5	12.2			30.0			32.9			9.4	100	

(3)学年・男女別相談種別一時保護状況

学年	未就学	小学校						中学校			中卒	合計	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年			
養護虐待	男	20	1	1	5	6	4	10	4	7	7	5	70
	女	7	2	4	7	23	3	2	9	7	5	10	79
養護その他	男	3		1	1	2	2	1	6	2	1	1	20
	女	3	3		1	2		4	5	6	1	4	29
触法	男								2		1		3
	女												-
◇犯	男									4			4
	女							2					2
不登校	男												-
	女								1				1
性格行動	男				2	1				1	1		5
	女												-
保健	男												-
	女												-
その他	男												-
	女												-
合計	33	6	6	14	35	10	19	27	27	16	20	213	

※(2)～(4)は年度内に在所した児童の内訳

(4)一時保護期間

相談種別 期間	養護 虐待	養護 その他	触法	◇犯	不登校	性 行 格 動	保 健	障 害	その他	計
1～14日	58	16		3						77
15～28日	29	7			1					37
29～45日	22	9		1		2				34
46～60日	4	4		1						9
61日～	26	9		1		3				39
計	139	45	-	6	1	5	-	-	-	196

(5)一時保護日数

相談種別	養護 虐待	養護 その他	触法	◇犯	不登校	性 行 格 動	保 健	障 害	その他	計
実人数(a)	139	45		6	1	5				196
延べ保護日数(b)	4512	1737		193	19	377				6838
1人当たり 保護日数(b/a)	32.5	38.6	-	32.2	19.0	75.4	-	-	-	34.9

(6)措置状況

相談種別	養護 虐待	養護 その他	触法	◇犯	不登校	性 行 格 動	保 健	障 害	その他	計
施設入所	15	10		1		4				30
他の児童相談所・ 機関に移送	2									2
家庭復帰	66	21		4	1					92
里親	11	3				1				15
その他	45	11		1						57
計	139	45	-	6	1	5	-	-	-	196

4. 一時保護所の日課編成

		7:00	7:30	8:00	8:30	9:00	10:00 ～ 10:45	11:00 ～ 11:45	12:00	13:00	14:00	15:00	15:30	17:30	18:00	19:30	21:00
平日	起床・清掃	自由時間	朝食	後片付け・自由時間	朝会・朝の運動	学習1	学習2	昼食・自由時間	集団活動1・学習3	集団活動2・学習4	おやつ	自由時間・入浴	夕食	自由時間・入浴	テレビ視聴	就床・入眠	
土曜日						ビデオ鑑賞	自由時間										
日曜日						自由時間											
幼児	起床・身支度	自由時間	自由時間	自由時間	自由時間	幼児プログラム	自由時間	昼寝	入浴	自由時間	自由時間	自由時間・ビデオ視聴	就床準備・就床	入眠			

5. 一時保護所の行事一覧

月	所外行事	所内行事	特別授業
4月	所外運動		
5月		運動会	
6月			音楽
7月		七夕	研修職員提供授業
8月	科学館学習①	夏フェス	美術
9月		スポーツ大会	
10月			
11月		焼き芋会, 天文台学習	保体
12月		お楽しみ会	しめ縄づくり
1月	科学館学習②		
2月		節分	理科
3月		ひな祭り	

VI 親子こころの相談室業務

1. 親子こころの相談室業務について

こころの問題を抱える子どもと家族の精神医学的診療を行うことにより、子育て不安の解消や児童虐待再発防止、被虐待児の適切なケアを行うことを主たる目的として、平成14年4月1日「仙台市親子こころのクリニック」を設置。

同クリニック休診に伴い、平成25年4月1日「仙台市親子こころの相談室」を設置、児童相談所保護支援課の係相当とした。令和3年4月1日、心理相談部門を統合し、相談指導課の係相当として組織改正を行った。

児童心理司、保健師等が、18歳未満の児童及びその保護者からの相談を受け、継続的な心理面接等を行っている。

また、必要に応じ、嘱託医による診察等を行っている。

相談内容としては、「*性格行動上の問題」が最も多く、次に「不登校」、「子育て不安」に関するものが多い。

*「性格行動上の問題」の例：反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、緘黙、家庭内暴力など

【職員体制】

室長1（心理相談担当課長兼務）、児童心理司2、会計年度任用心理司3、会計年度任用保健師1、非常勤職員（医師）5



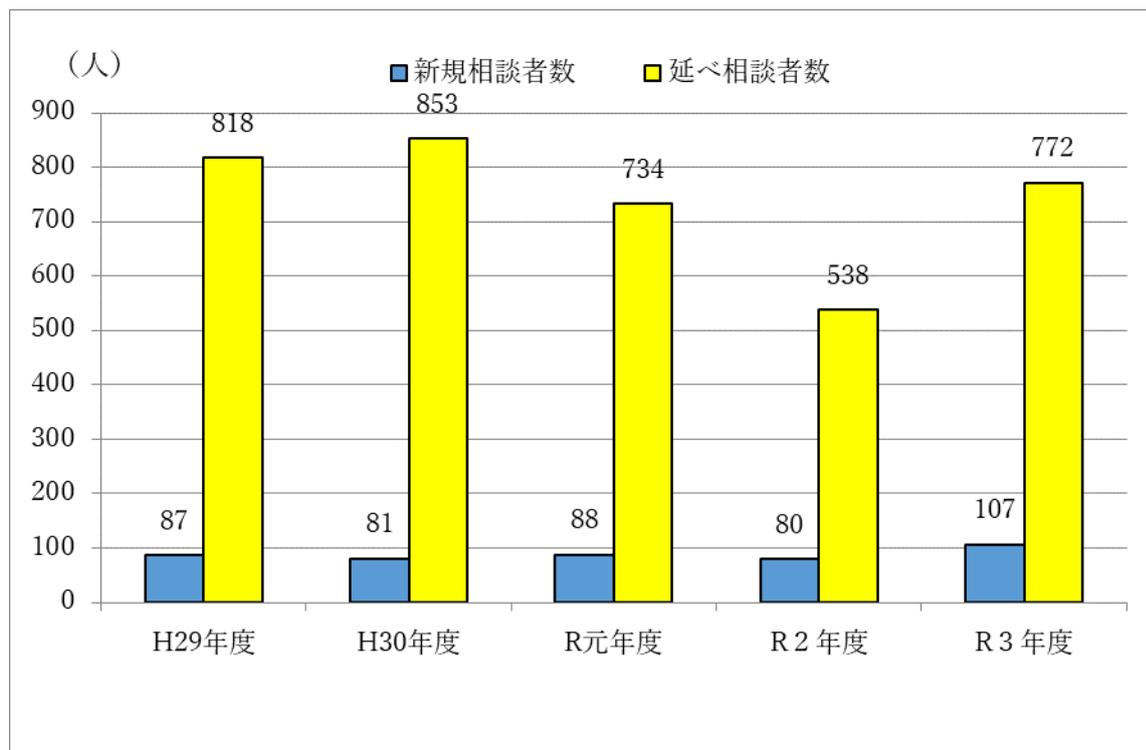
親子こころの相談室

2. 親子こころの相談室相談状況

(1) 相談内訳

		H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	
新規相談者数（実人数）		87	81	88	80	107	
対象者の 年齢内訳	0～1歳	0	0	0	0	1	
	2～6歳	22	14	27	21	22	
	7～12歳	42	37	35	37	61	
	13～15歳	20	28	25	18	16	
	16～18歳	3	2	1	4	7	
	19歳以上	0	0	0	0	0	
経路内訳	仙台市児童相談所（所内）		6	3	2	5	17
	各区保健福祉センター		16	15	18	11	16
	仙台市子供相談支援センター		0	3	2	1	2
	仙台市北部・南部発達相談支援センター		3	4	5	5	6
	仙台市精神保健福祉総合センター		1	0	2	0	0
	仙台市適応指導センター		0	0	0	0	0
	県子ども総合センター（県子どもメンタルクリニック含む）		2	4	3	2	1
	医療機関（県子どもメンタルクリニック除く）		4	8	7	8	8
	学校関係（スクールカウンセラー・養護教諭等含む）		20	20	20	17	16
	幼稚園・保育園		1	1	3	2	2
	パンフレット・HP等		22	14	20	19	21
	友人・知り合い（家族が来室中の場合も含む）		8	8	5	4	10
その他		4	1	1	6	8	
主訴内訳	子どもの 精神的問題	①不登校（保育園・学校に行けない等）	7	17	7	17	31
		②性格行動上の問題（問題行動等）	73	57	73	50	54
		③気分障害（気分が沈みがち、元気がでない、不眠等）	0	0	0	0	1
		④過食・拒食・チック・抜毛等	0	0	0	1	2
		⑤心因性身体症状（からだの不調）	0	0	0	0	4
	親の精神的 問題	⑥子育て不安、子育ての悩み	6	7	8	12	12
		⑦気分障害（気分が沈みがち、元気がでない、不眠等）	0	0	0	0	0
		⑧その他	1	0	0	0	3
延べ来所相談者数		818	853	734	538	772	
子ども・保護者		767	765	667	423	700	
保護者のみ		51	88	67	115	72	
電話相談・問い合わせ		187	200	261	255	269	

(2) 相談件数



(3) 嘱託医診察・医学的助言件数(相談室を含む児童相談所合計)

		相談種別別内訳					
		合計	養護 (虐待)	養護 (その他)	非行	性格行動	不登校
診察	H29年度	90	38	10	11	28	3
	H30年度	99	30	42	6	15	6
	R元年度	101	64	19	2	15	1
	R2年度	104	52	13	0	37	2
	R3年度	104	59	18	3	16	8
医学的助言	H29年度	151	51	31	11	55	3
	H30年度	158	42	50	7	51	8
	R元年度	129	69	21	2	36	1
	R2年度	115	64	18	0	31	2
	R3年度	131	70	27	2	20	12

(4) 診断・支援業務の状況

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
調査・社会診断指導	児童	0	2	0	0	
	保護者	0	1	3	2	
	その他	215	219	218	206	
	計	215	222	221	208	
医学的診断指導	児童	9	9	13	11	
	保護者	16	9	19	10	
	その他	0	0	0	0	
	計	25	18	32	21	
心理検査	知能検査	児童	2	1	1	11
		保護者	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		計	2	1	1	11
	発達検査	児童	1	1	3	10
		保護者	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		計	1	1	3	10
	人格検査	児童	14	2	3	14
		保護者	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		計	14	2	3	14
	その他の検査	児童	1	2	0	4
		保護者	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0
		計	1	2	0	4
面接・観察・指導 (心理診断指導)	児童	185	130	118	158	
	保護者	197	117	119	141	
	その他	0	1	0	0	
	計	382	248	237	299	
心理療法・ カウンセリング	児童	452	453	333	526	
	保護者	669	656	515	678	
	その他	0	0	0	1	
	計	1,121	1,109	848	1,205	

VII 資料

1. 研修関係

(1) 児童相談所職員外部研修

期 日	内 容	主 催
R3. 4. 7～4. 30	児童福祉司任用前講習会	宮城県子ども総合センター
R3. 7. 8, 7. 15	一時保護所合同研修会	宮城県中央児童相談所
R3. 8. 3～8. 5	児童福祉司現任研修	国立武蔵野学院
R3. 8. 20	家族再統合に関する実務者研修（基礎編）	宮城県中央児童相談所
R3. 8. 10～8. 26	児童福祉司任用後研修	宮城県子ども総合センター
R3. 9. 29～10. 1	スーパーバイザー義務研修	西日本こども研修センター
R3. 10. 29	PTSD対策専門研修（通常コース）	国立精神・神経医療研究センター
R3. 12. 7	子どもの心のケア対応職員研修	宮城県子ども総合センター
R4. 2. 2～2. 3	児童心理司新任職員研修	国立武蔵野学院
R4. 2. 9～2. 10	PTSD対策専門研修（犯罪・性犯罪被害者コース）	国立精神・神経医療研究センター

(2) 児童相談所職員内部研修

研 修 内 容	活動回数	参 加 者
児童相談所新任職員研修	年1回（4月）	新任、赴任職員
一時保護係内研修	年5回	一時保護係職員
児童福祉司グループスーパービジョン	年12回	児童相談係、児童施設係、緊急対応係職員
区保健福祉センター・児童相談所連携推進研修会Ⅰ・Ⅱ	年3回	児童相談所職員、区保健福祉センター職員、アーチル職員、はあとぼーと職員
児童心理司研修	年12回	心理支援係、親子こころの相談室職員
児童心理司グループスーパービジョン	年12回	心理支援係、親子こころの相談室職員
全体研修（コモンセンスペアレンティング研修）	年2回	児童相談所職員
全体研修（面接スキル研修他）	年5回	児童相談所職員
家族再統合に関する実務研修会	年1回	児童相談所職員、区保健福祉センター職員

2. 視察・実習生受入状況

(1) 視察・見学受入状況

期 日	受入団体等
R3. 7. 9	公立保育所長見学

(2) 実習生受入状況

期 間	実習生在籍校	実習内容
R3. 8. 5、9. 28	東北大、東北福祉大、仙台白百合女子大、東北学院大、尚綱学院大	臨床心理実習
R3. 8. 17～8. 20	東北大学大学院	臨床心理実習
R3. 8. 16～8. 27	宮城学院女子大学	保育実習
R3. 8. 17～9. 17	宮城学院女子大学	社会福祉士実習
R3. 8. 17～8. 20	東北福祉大学大学院	臨床心理実習
R3. 10. 4～10. 21	東北福祉大学	社会福祉士実習
R4. 1. 18～1. 20	司法修習生	司法修習実習

令和4年度 事業概要〈令和3年度実績〉

令和4年8月発行

編集発行 仙台市子供未来局児童相談所

〒981-0908 仙台市青葉区東照宮1丁目18番1号

TEL 022-219-5111 FAX 022-219-5118